



令和8年度（2026年度）

## 第5回定例庁議

令和8年6月12日（金）午前8時30分～  
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

### 1 報告事項

- (1) 令和8年度9月補正予算の編成について……………（財 政 部）

### 庁議日程について

|         |          |        |
|---------|----------|--------|
| 第6回定例庁議 | 7月 7日（火） | 8時30分～ |
| 第7回定例庁議 | 7月21日（火） | 8時30分～ |

|           |
|-----------|
| 庁 議 資 料   |
| 8. 6. 1 2 |
| 財 政 部     |

(報告事項)

## 令和8年度9月補正予算の編成について

令和8年度9月補正予算の編成について報告するものです。

### 記

#### 1 予算編成方針

令和8年度予算は、通年ベースでの予算編成済みであることから、9月補正予算については、次の経費に限り編成することとします。

- (1) 第12次基本計画に掲げ、本年度中に事業化が必要な政策的経費
- (2) 国、県補助事業の内示及び決定に伴う経費で、補正措置を講じなければ事業執行上支障をきたす経費、及び執行が困難となった経費
- (3) 300万円以上の契約差金の減額
- (4) 上記以外で、あらかじめ財政部と協議が整っている経費

#### 2 留意事項

##### (1) 政策的経費について

ア 総合戦略会議や6月補正予算編成時に指示のあった事業については、事業内容を精査のうえ、今年度中に対応が可能なものは速やかに事業化を図ってください。

イ 上記ア以外の政策的経費については、総合戦略室との協議が整っている事業を除き、原則として予算の補正は行いません。

##### (2) 国、県補助事業について

ア 内示額が予算額を下回っている事業については、原則として、内示額の範囲内で事業を執行することとします。

イ 事業の執行に影響が生じる場合には、追加要望や他の補助金の活用を検討するなど、補助金の確保に向けて適切に対応してください。

ウ 補助内示の減に伴う減額補正（他の財源確保の見込みがないものに限る。）についても、今回の補正において整理します。

エ なお、予定していた補助内示がない場合には、事業を先送りしてください。

(3) 経常的経費について

ア 経常的経費については、当初予算編成時に通年を見通した所要額を計上していることから、年度中途における予算の補正は行いません。

イ 予算の不足が見込まれる場合には、部局内の既定経費の組替えや予算流用等により対応してください。

(4) その他

ア 国及び県の動向に留意しながら、財源の確保に積極的に取り組んでください。

イ 他の事業の財源に充てるため、300万円以上の契約差金については、今回の補正において必ず減額補正を要求してください。

ウ 公共事業の執行については、事業全般にわたり効果的なコスト縮減を図るとともに、労務単価や資材価格等に係る国等の動向を注視しながら、適正な価格・工期による発注に努めてください。

エ 予算の繰越は予算原則の例外であり、真にやむを得ない場合に限り認められるものですので、各部局において、自主的かつ適切な執行管理により年度内の事業完了に努め、安易に繰り越すことのないようにしてください。ただし、年度内に事業が完了しないことが見込まれた場合には、速やかに繰越明許を要求してください。

3 予算編成日程等

(1) 見積書の提出期限 6月25日(木) 正午厳守

(2) 見積書の提出部数 4部

(3) 査定(折衝)日程予定

ア 課長折衝 6月30日(火)～7月 8日(水)

イ 部長折衝 7月14日(火)～7月21日(火)

ウ 市長査定 7月29日(水)～8月 3日(月)

※ 概ね上記の日程により行う予定ですが、詳細については別途通知します。

|                                |
|--------------------------------|
| 担当：財政課<br>課長 宮澤 憲治<br>(内線1340) |
|--------------------------------|